本号で公布された法令のあらまし

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第三〇二号）（厚生労働省）

1　健康局及び医薬食品局並びに健康局結核感染症課及び医薬食品局血液対策課の所掌事務を変更することとした。（第五条、第六条、第四三条及び第五五条関係）

2　職業能力開発局総務課、能力開発課及び能力評価課の所掌事務を変更することとした。（第八六条、第八七条及び第八九条関係）

3　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇**関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三〇三号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品二〇品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている四品目について、平成二三年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）

㈠	乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの）	七万　トン
㈡	コーンスターチの製造に使用するもの	二〇九万六、一〇〇　トン
	とうもろこし　コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	五万四、九〇〇　トン
	その他のもの（単体飼料用のもので粉砕その他の加工をしてないもの以外のもの）	六万一、八〇〇　トン
㈢	麦芽	二三万八、九〇〇　トン
㈣	でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食料品のうちでん粉が最大の重量を占めるもの	八万三、五〇〇　トン

2　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇**予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三〇四号）（厚生労働省）

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二三年法律第八五号）の一部の施行期日は、平成二三年一〇月一日とすることとした。

◇**予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第三〇五号）（厚生労働省）

一　予防接種法施行令の一部改正

1　改正法による改正後の予防接種法（昭和二三年法律第六八号）第六条第三項に基づく臨時の予防接種（以下「新たな臨時接種」という。）の実施に係り、厚生労働大臣が都道府県知事を通じて市町村長に予防接種を行うよう指示することができる場合を定めることとした。（第三条の二関係）

2　新たな臨時接種に係る市町村長の予防接種の公示に係る事務を追加することとした。（第四条及び第五条関係）

3　一類疾病に係る定期の予防接種等の医療費については、社会保険各法及び労働保険各法等による給付との調整を行うこととした。（第一〇条関係）

4　新たな臨時接種に係る障害児養育年金について、給付の額を定めることとした。（第一二条第二項関係）

5　新たな臨時接種に係る障害年金について、給付の額を定めることとした。（第一三条第二項関係）

6　新たな臨時接種に係る死亡一時金について、給付を受けることができる遺族の範囲及び順位並びに給付の額を定めることとした。（第一七条関係）

7　新たな臨時接種に係る都道府県の負担の額を定めることとした。（第三一条第二項関係）

8　都道府県知事又は市町村長が処理することとされている、新たな臨時接種に係る公告、記録及び報告の事務は地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の第一号法定受託事務とすることとした。（第三四条関係）

二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正

1　障害児養育年金及び障害年金の給付の額を変更することとした。（第四条第二項及び第五条第二項関係）

2　障害児養育年金及び障害年金の額は、児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）第四三条の四に規定する重症心身障害児施設等に入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、介護加算額を加算した額とすることとした。（第四条第三項及び第五条第三項関係）

3　障害児及び障害年金を受ける者について、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三九年法律第一三四号）の規定により特別児童手当等が支給されるときは、障害児養育年金の額を調整することとした。（第四条第五項及び第五条第五項関係）

4　遺族年金を受けることができる遺族の範囲及び順位並びに給付の額を定めることとした。（第八条関係）

5　障害児養育年金等の支給期間を定めることとした。（第九条第一項関係）

6　遺族一時金を受けることができる遺族の範囲及び順位並びに給付の額を定めることとした。（第一〇条関係）

三　附則関係

1　この政令の施行にあたり必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条及び附則第三条関係）

2　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇**バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十三年度における適用の停止を定める政令**（政令第三〇六号）（財務省）

1　バター等であって平成二三年一〇月一日から平成二四年三月三一日までに輸入されるものについて、輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の適用を停止することとした。

2　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇**職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三〇七号）（厚生労働省）

1　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成一七年政令第一四六号）に、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二三年法律第四七号）を加えるものとした。（第一条関係）

2　特別会計に関する法律施行令（平成一九年政令第一二四号）第五六条第三項第一号中に規定する能力開発事業から雇用保険法（昭和四九年法律第一一六号）第六四条の規定により行う事業を除くものとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行するものとした。

◇**平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令**（政令第三〇八号）（厚生労働省）

1　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二三年法律第一〇七号。以下「法」という。）第一六条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員の範囲を定めることとした。（第一条関係）

2　法第一八条第一項の規定により政府が市町村（特別区を含む。）に交付する交付金は、法第七条第四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該支払期月の分を交付することとした。（第二条関係）